

大分県報

平成二十九年
号外（七一）
七月三日

（月曜日）

目次

規則

退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………一

大分県税条例施行規則等の一部改正……………三

大分県障害児通所給付費等不服審査会規則の一部改正……………三

規則

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年七月三日

大分県規則第五十号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（条例第十條第十項第二号に規定する規則で定める者）

第二十三条の二 条例第十條第十項第二号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの
- 二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた

平成二十九年七月三日

当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当するもの

2 条例第十條第十項第二号ロに規定する規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

第五号様式表）及び第六号様式第一面中

受講手当	支給開始	年	月	日
	額	円		
特定職種受講手当	支給開始	年	月	日
	額	円		
通所手当	支給開始	年	月	日
	額	円		

を

受講手当	支給開始	年	月	日
	額	円		
通所手当	支給開始	年	月	日
	額	円		

に改める。

第六号様式第三面中

受講手当	支給金額	円
特定職種受講手当	支給金額	円
通所手当	支給金額	円

を

受講手当	支給金額	円
通所手当	支給金額	円

に

大分県報号外（規則）

第二十四号様式中

船賃		車賃	
距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	(円)	キロメートル	(円)

を

船賃		航空賃		車賃	
距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	(円)	キロメートル	(円)	キロメートル	(円)

に改める。

第二十四号様式(二)表中「求職活動支援費(短期訓練受講費)の」を「求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当の」に改め、同様式裏の注意事項1中「短期訓練受講費」や「求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当」に改める。

第二十四号様式(三)表中「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)の」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の」に改め、同様式裏の注意事項1中「求職活動関係役務利用費」や「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当)」及び「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)支給申請書」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書」及び「求職活動関係役務利用費の」や「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当

〇」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十一号

大分県条例施行規則等の一部を改正する規則

(大分県条例施行規則の一部改正)

第一条 大分県条例施行規則(昭和二十五年大分県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)を準用して行う」を削る。

第二十八条の二中「第三十六条の二第七項」を「第三十六条の二第八項」に改める。

(災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例施行規則(昭和五十二年大分県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式の付表2の注1中「密接対象配偶者又は同居第8号」を「同一生計配偶者又は同居第9号」に改める。

附則

この規則中第一条の規定は平成三十年四月一日から、第二条の規定は平成三十一年一月一日から施行する。

大分県障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十二号

大分県障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

大分県障害児通所給付費等不服審査会規則(平成二十四年大分県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十四条の六第一項」を「第四十四条の五第一項」に改め、同条第二

平成二十九年七月三日

大分県報号外（規則）

項中「第四十四条の六第二項」を「第四十四条の五第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。